次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項） **第二条**　［略］ ［2・3　略］ 4　第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。 一　自己資本の充実度に関する次に掲げる事項 イ　［略］ ロ　内部格付手法が適用されるポートフォリオにおける株式等エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本の額並びにこれらのうち次に掲げる区分ごとの額 (1)　［略］ (2)　自己資本比率告示第四十七条第四項の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用される株式等エクスポージャー (3)　(1)及び(2)に規定する株式等エクスポージャーに該当しない株式等エクスポージャー ［ハ～ト　略］ ［二～十一　略］ ［5・6　略］ （連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項） **第三条**　［略］ ［2・3　略］ 4　第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。 一　［略］ 二　自己資本の充実度に関する次に掲げる事項 イ　［略］ ロ　内部格付手法が適用されるポートフォリオにおける株式等エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本の額並びにこれらのうち次に掲げる区分ごとの額 (1)　［略］ (2)　自己資本比率告示第四十七条第四項の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用される株式等エクスポージャー (3)　(1)及び(2)に規定する株式等エクスポージャーに該当しない株式等エクスポージャー ［ハ～ト　略］ ［三～十二　略］ ［5・6　略］	（単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項） **第二条**　［同上］ ［2・3　同上］ 4　［同上］ 一　［同上］ イ　［同上］ ロ　［同上］ (1)　［同上］ ［加える。］ (2)　(1)に規定する株式等エクスポージャーに該当しない株式等エクスポージャー ［ハ～ト　同上］ ［二～十一　同上］ ［5・6　同上］ （連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項） **第三条**　［同上］ ［2・3　同上］ 4　［同上］ 一　［同上］ 二　［同上］ イ　［同上］ ロ　［同上］ (1)　［同上］ ［加える。］ (2)　(1)に規定する株式等エクスポージャーに該当しない株式等エクスポージャー ［ハ～ト　同上］ ［三～十二　同上］ ［5・6　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。